

第 149 回 I P U（列国議会同盟）会議派遣参議院代表団報告書

団 長	参議院議員	吉井 章
	同	岸 真紀子
同 行	国際会議課長	石原 淳
会議要員	国際会議課	近藤 智哉
同	同	藺牟田凌平

第 149 回 I P U 会議は、令和 6（2024）年 10 月 13 日（日）から 17 日（木）までの 5 日間、スイス・ジュネーブのジュネーブ国際会議センターにおいて、129 の国・地域、8 の準加盟員（国際議員会議）、27 のオブザーバー（国際機関等）から 1,267 名（うち、議員 631 名）が参加して開催された。

10 月 9 日（水）の衆議院解散により、今次会議には衆議院代表団が派遣されなかったため、参議院代表団のみで日本国会代表団（団長・吉井章参議院議員、岸真紀子参議院議員）を構成し参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動を中心に今次会議の概要を報告する。

1. 会議の開会

14 日（月）、本会議開会に先立ち、トゥリア・アクソン I P U 議長（タンザニア国民議会議長）から、今次 I P U 会議の開会が宣言された。

2. 本会議

本会議は 14 日（月）から 17 日（木）までの 4 日間にわたり開催され、以下の議題について審議が行われた。

（1）第 149 回 I P U 会議の議長の選挙

14 日（月）、アクソン I P U 議長が今次 I P U 会議の議長に選出された。

（2）緊急追加議題

会議においては、①イスラエルから、「イスラエルに対するイラン・イスラム共和国によるミサイル攻撃への非難要請」について、②パレスチナ（アラブ地域グループ代表）から、「国連総会決議 E S - 10/24 の実行及び説明責任の確保」について、③フランス、英国、ドイツ、オランダ及びカナダから、「世界平和、正義及び持続可能性のための多国間主義への回帰を求める国連事務総長の緊急要請に対する各国議会人の対応」について、④コンゴ民主共和国から、「コンゴ民主共和国東部の治安及び人道状況」について、⑤アルゼンチン、チリ、ペルー、メキシコ、ブラジル及びガイアナから、「武力紛争における子供の危険、苦痛及びその結末を回避するための議会人の動員」について、⑥イランから、「ガザ及びレバノン

における人道状況の悪化」について、計 6 件の緊急追加議題の挿入要請が行われた。

15 日（火）の本会議において、それぞれ概要説明が行われ、イスラエル及びイランがそれぞれの議題案の挿入要請を撤回したため計 4 件の議題案に対して投票が行われた。

日本国会代表団を代表し吉井議員は、③の議題案に賛成 20 票、⑤の議題案に賛成 10 票及び棄権 10 票を投じ、その他の議題案について棄権した。

投票の結果、③及び⑤の 2 つの議題案が、緊急追加議題として認められるために必要な 3 分の 2 以上の賛成票を得、うち③の議題案が、賛成 795 票、反対 309 票、棄権 306 票で最多の賛成票を得たことから、今次 I P U 会議の緊急追加議題として採用された。

16 日（水）の本会議において、採用された緊急追加議題に関する討議が行われた。

同日、アルゼンチン、オーストラリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、ドイツ、イラン、ヨルダン、メキシコ、パレスチナ及びロシアの 11 か国・地域の代表で構成される起草委員会が開催され、同議題に関する決議案の審議が行われた。

17 日（木）の本会議において、起草委員会によって起草された決議案「世界平和、正義及び持続可能性のための多国間主義への回帰を求める国連事務総長の緊急要請に対する各国議会人の対応」が上程され、同決議案は全会一致をもって採択された（緊急追加議題の全文は別添 1 参照）。

（3）「より平和で持続可能な未来に向けた科学技術イノベーション（S T I）の活用」に関する一般討議

一般討議は、14 日（月）から 16 日（水）までの 3 日間にわたり行われ、吉井議員及び岸議員を含む 140 名以上の各国代表等が演説した。

吉井議員は、15 日（火）の同討議において、現在、日本においては S o c i e t y 5 . 0 を未来の社会像として見据え、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組んでいることに言及した。

その上で、自身が 15 年間、市議員を務めた京都は観光が基幹産業の一つであるが、オーバーツーリズムに加え、人口減少及び少子高齢化などの地方における特有の課題も抱えており、A I ・デジタル技術といった科学技術イノベーションを活用し、地域格差を是正するスマートシティの実現を目指す必要がある旨発言した。

その具体例として、自動運転技術及びライドシェアの導入があるものの、後者については、観光地の混雑した場所で導入した場合、渋滞が悪化し、地域住民の生活に支障を来すおそれがあるため、科学技術イノベーションを地域に活用する政策については、議会において政策の実効性を検証しつつ、地域の実情を踏まえ、住民を含めた利害関係者間の協議に基づく計画策定・取組実施が不可欠である旨

訴えた。

岸議員は、16日（水）の同討議において、自身が所属する立憲民主党が、政治におけるデジタルトランスフォーメーションの一環として、シビックテックなどデジタル民主主義の推進を目指していることに言及した。

科学技術イノベーションの活用においては、国民全員がデジタル技術による恩恵を享受できる、誰一人取り残されないデジタル社会の形成を進める一方、労働分野においてデジタル化により雇用の喪失が生じることのないよう、全ての労働者が安心して暮らせる政策を実現し、ICTやAIの活用による調和の取れた経済発展を目指す必要性について触れた。

また、デジタル化の進展において個人情報保護の視点を欠くことがないよう、自身がマイナンバー制度におけるリスクを指摘し、より良い制度の構築に向けて尽力したことを紹介した。

さらに、AIについても、生成AIのリスクを念頭に、AIの利用と規制のバランスを考慮し、国会人として人類のウェルビーイングに資するAIの発展に寄与すべきである旨訴えた。

17日（木）の本会議において、一般討議の成果を取りまとめた成果文書「ジュネーブ宣言」が承認された（成果文書の全文は別添2参照）。

（４）「AIによる民主主義、人権及び法の支配への影響」に関する決議の採択

17日（木）の本会議において、民主主義及び人権に関する委員会（第3委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、AIの進歩が、誤情報及び偽情報の拡散を促進することなどにより、民主主義、人権及び法の支配に影響を及ぼし、これら全てが子供、女性及び女児並びに障害者に不釣り合いな影響を及ぼし得ることに留意し、各国議会に対し、AI技術の進歩が民主主義、人権等に対する既存の保護策に抜け穴を生じさせないよう、市民社会団体及び学術界、研究グループと協力し、既存の法律及び規制の見直しを優先するよう要請し、市民の基本的権利及び個人の自由を脅かし、不当な政治的監視や個人データ収集におけるAIを活用した監視や生体分類技術など、AIの使用によって引き起こされる情報プライバシー侵害への取組を加速させるよう要請する等の内容となっている（決議の全文は別添3参照）。

（５）各常設委員会の報告

各常設委員会から今次IPU会議期間中の活動の報告が行われ、17日（木）の本会議で承認された。

（６）第151回IPU会議における民主主義及び人権に関する委員会（第3委員会）の議題の採択及び共同報告委員の指名

17日（木）の本会議において、第3委員会により上程された第151回IPU会

議における議題「違法な国際養子縁組被害者への認識及び支援並びにこの慣行を防止するための措置」及び共同報告委員の指名に係る提案が承認された。

3. 常設委員会

持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）

第2委員会は、15日（火）及び16日（水）に開催され、①次回第150回I P U会議における決議案のテーマである「武力紛争を含む紛争が持続可能な開発に及ぼす長期的影響を緩和するための議会戦略」に関する討議、②「アゼルバイジャンにおける国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（C O P 29）の際の議員会議に向けた準備」等が行われ、岸議員及び吉井議員が出席した。

岸議員は、①の議題において、世界各地で紛争が発生し、無関係な子供や女性を含む多くの人々の命が奪われていることに強い憤りを感じており、また我が国の憲法は平和主義を掲げ、自身がこの理念に基づき、政策活動の中で平和な国際社会の実現を訴えてきた旨発言した。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、持続可能な開発や平和について再考する必要がある、日本が提唱した人間の安全保障に言及した。その上で、1999年に国連と連携して設立した人間の安全保障基金を通じて、開発途上国を継続的に支援してきたことに触れ、国会においても人間の安全保障基金を通じた各国への支援が滞ることがないように、引き続き注視していく旨述べた。

さらに、S D G sの基本理念である人間の安全保障と法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を前提とし、議会外交という独自のプラットフォームを活用して、紛争当事者間の自制と対話による平和的な解決を支援することが重要である旨訴えた。

続いて、吉井議員は、②の議題において、日本がこれまで二国間及び多国間の枠組みを通じて、開発途上国による気候変動対策を支援してきたことに加え、昨年のC O P 28の決定を踏まえ、ロス&ダメージに対処するための基金に対し、1,000万ドルを拠出する用意がある旨表明していることを紹介した。

その上で、技術移転について、C O P 28のグローバル・ストックテイク成果文書及びG 20首脳宣言にあるとおり、自主的かつ相互に合意する条件で行われるべきであると発言した。

さらに、C O P 28決定に即し、ロス&ダメージ支援に係る資金協力は先進国のみならず、途上国も行うことが奨励されており、パリ協定等の趣旨に合致するよう修正することで、より多くの国が賛同し得るものと考えている旨述べ、そのほか、パリ協定やグローバル・ストックテイクなどの決定された国際公約の文言に沿ったものとするための修正を含む、8本のパラグラフに対する修正案を提出した旨発言した。

4. 第 214 回評議員会

第 214 回評議員会は、14 日（月）及び 17 日（木）に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

（1）I P U加盟資格

ジャマイカの再加盟が承認され、I P U加盟国・地域数は 181 となった。

（2）2025 年度 I P U予算案

総額約 1,820 万スイスフランの予算案が承認された。日本の分担金額は、前年度比約 28,000 スイスフラン増の約 101 万スイスフラン（分担率 8・49%）となった。

（3）今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・第 150 回 I P U会議（2025 年 4 月 5 日（土）～9 日（水）、タシケント（ウズベキスタン））
- ・第 15 回女性議長会議（2025 年 7 月 28 日（月）、ベルン（スイス））
- ・第 6 回世界議長会議（2025 年 7 月 29 日（火）～31 日（木）、ジュネーブ（スイス））
- ・第 151 回 I P U会議（2025 年 10 月 19 日（日）～23 日（木）、ジュネーブ（スイス））

5. その他

参議院代表団はカンボジア代表団及びWHO（世界保健機関）との会談を行うとともに、CERN（欧州合同原子核研究機関）及びILO（国際労働機関）を訪問し、懇談を行ったほか、現地在留邦人との懇談会を実施し、意見交換を行った。

加えて、アゼルバイジャン代表団のソルタン・ママドフ議員と会談し、同議員が報告委員として提案しているCOP29 の際の議員会議の成果文書案について、日本が提出している成果文書案に対する修正案を含めて意見交換を行った。

世界平和、正義及び持続可能性のための多国間主義への回帰を求める
国連事務総長の緊急要請に対する各国議会人の対応
採択決議

(2024年10月17日(木)、本会議にて全会一致により採択)

第149回IPU会議は、

- (1) 2024年9月24日の国連総会で、アントニオ・グテーレス国連事務総長が次のように述べたことを深く懸念する。「私たちの世界は嵐の只中にある。私たちは大変革の時代の中で、かつて経験したことのないような課題や、グローバルな解決策を必要とする課題に直面している。地政学的分断は深まり続け、地球は温暖化の一途をたどっている。戦争も激化しており、終結の糸口が見えない。そして、核態勢と新たな兵器が暗い影を落としている。私たちは、想像できない事態へと少しずつ向かっている。そこは世界を飲み込みかねない火薬庫である」。これは、わずか2年前の2022年9月20日、世界情勢に対する絶望が高まっていることを強調し、「私たちの世界は大きな問題を抱えている。格差はますます深刻化している。不平等はますます拡大している。課題は更なる広がりを見せている…私たちには希望が必要だ…私たちは全面的に行動しなければならない」と述べた彼の警告を繰り返すものである。
- (2) 国連事務総長は、近年、主要な課題に対する国際的な行動を「機能不全によって麻痺し、地政学的緊張によって阻まれている」とも一貫して何度も述べていることに危機感を持ち、
- (3) 世界の安定及び連帯を脅かし、多国間主義の原則に対する集団的コミットメントを弱体化させる、不処罰、不平等及び不確実性によりもたらされる、絡み合う危機によって不安定化する世界に関する国連事務総長の懸念を十分に理解し、

- (4) 国連事務総長が国際社会に対し、これらの危機に対処し、人権を擁護し、持続可能な解決に向けて努力するために総力を結集するよう呼びかける動機となった、世界が直面する悲惨な状況を理解し、
- (5) 民主主義的な価値観及び普遍的人権に対する世界的コミットメントの崩壊を深く憂慮し、
1. 国連システム及びその他の主要な国際・地域機関を通じた多国間主義への揺るぎない支持と、「未来のための協定」に示された国連憲章の基本原則に基づく国際秩序への信頼を再確認する。
 2. 国連が依然として多国間システム及び国際協力の要であることを十分に尊重し、協力の深化を通じてその使命を全面的に支援することを誓う。
 3. 国際紛争の増加から、気候変動の影響及びパンデミックのリスク、さらには人道危機の拡大をもたらす飢饉や食料不足といったその他の世界的な脅威まで、国際社会が直面している課題の深刻さを強調する。
 4. より平和な世界を築き、現世代及び次世代にとってより良い未来を創造するために、国際レベルで協力し、地政学的な隔たりを超えて責任を分かち合うという、新たな政治的意思に基づく集団的対応が緊急に必要であることを強調する。
 5. 以下を達成するために、I P U加盟国を含む国際社会の協調した大規模な取組を要求する。
 - a. ジュネーブ諸条約及び追加議定書に基づく国際人道法への重大な違反である、民間人、特に緊急要員、保健・教育従事者、並びに医療、教育及びその他の公共施設に対する軍隊による無差別攻撃を、どこであろうと拒絶すること。
 - b. 国内外の紛争における女性及び女児に対する性的暴力や戦争犯罪をなくすこと、ジェンダー差別による潜行性の影響や女性の権利

を損なうことへの認識を深めること、及びこれらの現象に対処するための緊急救済策を特定すること。

- c. 戦争による受け入れがたいレベルの死傷、強制的な移住及び誘拐、教育及び経済的機会の喪失並びに家族及びより広範な地域社会の無慈悲な破壊を経験している子供たちに対する紛争の恐ろしい影響を根絶するために、協調して行動すること。

6. 以下について、完全なコミットメントを表明する。

- a. 世界的な課題に対処するために不可欠な多国間の枠組みを堅持し、強化するためにたゆまぬ努力を行うことで、多国間主義を強化すること。これには、安全保障理事会の理事国枠を拡大すること、世界のあらゆる地域から公平かつバランスのとれた代表の選出を確保すること、「平和への新たな課題」に準拠した国連平和維持手段の近代化を行うこと、さらに国際金融機関の改革を行うことといった多国間システムの正統性及び効率性を確保するために必要な改善を行うことが含まれる。
- b. 食料安全保障及び水や保健用品を含む資源への公正なアクセスを提唱することによって、平等及び正義を促し、特に地域社会で最も脆弱な人々、とりわけ女性及び女兒、障害者並びに高齢者を誰一人取り残さないよう、不平等及び貧困を永続させる格差の是正に努めること。
- c. 特に途上国への財政支援を通じて、排出量を削減し、気候変動への強靱性を支援するための緊急かつ持続的な取組がこの差し迫った状況には必要であることを十分に認識し、パリ協定に沿った野心的な気候変動対策を推進することで、気候危機に対処すること。
- d. 独立した異議申立機関及び人権機関の完全性に対する信頼を再構築することを含め、全ての個人の基本的自由及び尊厳が尊重され、支持されることを保証し、普遍的人権の保護と促進の擁護者となることで、全ての人々の権利を堅持すること。

- e. 国際犯罪の不処罰に対する行動を要求すること。
 - f. ソーシャルメディア及び従来型メディアの両方における誤情報に対処し、AIやその他のテクノロジーの急速な発展がもたらす新たな課題に取り組むことで、信頼を再構築すること。
 - g. 全ての人々の利益のために、共同の価値観、共有された原則及び共通の目的を土台にした協力に関わる世界的な展望を高めるため、特に我々の社会で最も脆弱な人々を含めた包摂的な対話を促進すること。
7. 国連及びその他の国際機関を通じて多国間主義の理念及び国際社会の集団的取組に回帰することは、軌道修正しなければあらゆる国を脅かすことになる悪化する暴力的な紛争、社会的不正義及び経済的衰退といった、地政学的な混沌の瀬戸際から退くための重要な一手であるとの認識を高めることを決議する。
8. IPU設立135周年を迎え、世界的な議会对話を通じた平和及び協力の追求を支持するIPUの設立理念が完全に妥当であることを強調し、国連及びその他の多国間機関との議会協力の深化へのコミットメントを再確認する。
9. 国連憲章を十分に尊重し、持続可能な開発目標を達成するための取組を倍加し、IPUと国連との協力関係を深めることも目的とする新たに採択された「未来のための協定」を完全に実施するため、立法者が自国政府に対し説明責任を問うことを確実にする加盟議会の義務を強調する。
10. 平和、人権、尊厳、平等、正義及び連帯の原則を擁護することへのコミットメントを再確認するとともに、加盟議会が現在の複雑な危機を乗り切る上で重要な役割を果たし、多国間主義の目的及び原則へ回帰

し、全ての国及び全ての各国議会人の有権者のために、より強靱で公正かつ持続可能な世界の構築に貢献する決意を確認する。

ジュネーブ宣言

「より平和で持続可能な未来に向けた科学技術イノベーション（S T I）の活用」

（2024 年 10 月 17 日（木）、本会議にて承認）

我々、世界各国の議員は、スイスのジュネーブで開催された第 149 回 I P U 会議に集い、現代の差し迫った地球規模の課題に取り組むために科学技術イノベーション（S T I）を活用し、平和、持続可能な開発及び人権を促進することへのコミットメントを再確認する。

我々は前例のない技術の進歩と相互につながりのある時代集っている。A I による変革の可能性や気候変動に対処する緊急の必要性から、根強いデジタルデバイドや新技術がもたらす倫理的課題まで、我々が直面する多面的な機会、課題及びリスクは、各国議会が、S T I の開発及びガバナンスに関する共通の倫理基準に基づいて、集団的かつ将来を見据えた緊急行動を取る必要性を際立たせている。我々は、特定の非人道的な先端技術兵器を先制的に禁止する大胆な決定を下した国々が既にあり、グッドプラクティスの先例となっていることに留意する。我々が直面している課題は、共通善のために S T I を活用するという世界共通のコミットメントを求めている。

我々は、S T I が倫理原則と包摂的ガバナンスに導かれた場合には、信頼を構築し、協力を促進し、格差を解消し、より平和で公平かつ持続可能な世界を構築するために各国議会及び議会人の貢献を強化する強力な手段となる可能性を認識し、今次会議を終了する。我々は、S T I に関連する問題についての対話及び協力を促進する I P U の活動を歓迎し、我々としてもこれらの取組を継続し、拡大することにコミットする。

我々は、2024 年 9 月の国連総会で採択された重要なコミットメント、すなわち「未来のための協定」、「グローバル・デジタル・コンパクト」及び「将来世代に関する宣言」に、科学技術イノベーションというテーマが浸透していることに満足の意を表明する。我々は、これらのコミットメントの実施に向け、

自国の行政府、国連システム及び市民社会と緊密に協力していくことにコミットする。

我々議会人は、国民の代表として、S T I の恩恵が社会の全ての層に確実に届くようにし、国家間、コミュニティ間、性別間及び世代間における技術格差を解消し、そして急速な技術革新がもたらす課題を克服する方法についてコンセンサスを見出す責任を痛感する。

我々は、S T I ガバナンスのための倫理的枠組みを策定・実施し、科学技術の進歩が人権基準及び社会的価値と整合し、全ての人々の幸福に貢献することを確保する上で、議会人が独自の立場にあると認識する。

各国議会は、将来のトレンド、機会及びリスクを予測するために戦略的先見性を活用しつつ、相互の結びつきが強まり、急速に変化する世界の複雑な課題に対処しなければならない。各国議会は、法的境界線を設定し、説明責任のメカニズムを確立し、人権侵害につながり、不平等を悪化させ、又は法の支配及び民主的プロセスを損なうような技術の使用を防止する重要な役割を担っている。

我々は、デジタルの時代に取り残されるおそれのある女性、若者、社会的弱者又は社会から疎外されている集団の状況に特に注意を払い、S T I の未来を形作る上で彼らが果たすことのできる、又は果たすべき重要な役割を認識しなければならない。議会の行動は、社会の全ての層が技術の進歩に参画し、そこから利益を得られるようにする上で極めて重要である。各国議会は、彼らの尊厳を守り、権利を擁護し、デジタルリスクにさらされる機会を減らし、かつ彼らが社会経済的な潜在能力を発揮するための環境を提供する包摂的かつ技術的な解決策を取り入れることで、こうした集団の具体的なニーズに対処しなければならない。

我々は、特に、教育、公衆衛生、研究、イノベーション及び技術ガバナンスを含むS T I における女性及び若者のより実質的な関与を促進すること、及び技術開発プロセスが多様な視点を統合し、社会の全ての層の平等かつ有意義な参加を保証することを確保することにより、ジェンダーに配慮し、若者を含め

た S T I 政策を効果的に実施することにコミットする。

我々は、証拠に基づく効率的な政策立案と、科学的探求及びイノベーションの文化を醸成することへのコミットメントを再確認する。我々は、全ての国に対し、研究開発への投資、国際的な科学外交の推進、責任あるイノベーションのためのグローバルスタンダードの遵守を要請する。我々は、複雑な世界的課題に対処するための不可欠なメカニズムとして、議会の意思決定プロセスにおいて科学的専門知識をより多く活用することを提唱する。

我々は、S T I、平和及び開発の間には密接な関係があることを認識する。S T I の倫理的及び包摂的な利用は、持続可能な開発目標を達成し、強靱な社会を構築し、説明責任を強化するために極めて重要である。逆に、技術の誤用又は技術への不平等なアクセスは、既存の不平等や紛争を悪化させ、又は新たに生み出す危険性がある。

我々は、社会経済的な排除、不平等、差別、教育へのアクセスの欠如及び環境悪化に根ざしていることの多い世界的課題の根本原因に対処するために S T I を活用することに焦点を当てるべきである。食料安全保障、ヘルスケア、住居、デジタルリテラシーを含む教育、政治的安全、環境の持続可能性及び気候行動といった必要不可欠なニーズに対処することによって市民を保護することを包含する人間の安全保障の強化のために技術を活用することに対し、より我々の焦点を当てるべきである。また、S T I は自然災害及び公衆衛生上の緊急事態の影響を予測し、緩和するためにも活用することができる。

我々は、新技術がもたらす潜在的なリスクと課題を監視し、負の影響を緩和し、責任あるイノベーションを促進し、国際基準と倫理原則の遵守を確保するために、必要かつ先制的な行動を取らなければならない。この観点から、我々は、人権に根ざした技術の平和的な利用を確保するため、倫理的な A I 開発、サイバーセキュリティ及びデジタルプライバシー保護の重要性を認識する。特に、我々は、ハラスメント、いじめ及びサイバー犯罪を防止するため、とりわけこれらがジェンダーに基づくものである場合に、安全なオンライン環境を確保することにコミットする。ヘイトスピーチを助長する誤情報、偽情報及び A

I 生成コンテンツの拡散は、社会的信頼を損ない、社会の結束を脅かす可能性があるため、規制や標的を絞った政策を通じて対処することに特に注意を払わなければならない。

今日の技術的課題は国境を越えており、地球規模で集团的対応が求められている。国会議員として、我々は、S T I ガバナンスにおける国際協力の重要性に合意する。協働的な取組と倫理基準の堅持を通じてのみ、我々は国家間及び国内の S T I に関する格差を埋め、増大する技術リスクに対処し、デジタルの連帯を構築し、緊張を緩和するために共通の安全保障と信頼を強化し、デジタル時代における安全保障と繁栄の共通認識を確立する永続的な解決策を見出し、科学的知見の発展と関連する技術革新における世界的な協力と交流を強化することができる。

我々は、S T I の諸問題における議会間対話及び協力に関するコミットメントを再確認する。我々は、S T I ガバナンスに関する世界的な議会間協力の促進における I P U の独自の役割を強調する。我々は、科学技術の倫理に関する I P U 憲章及び「A I による民主主義、人権及び法の支配への影響」に関する I P U 決議の採択を歓迎する。さらに、我々は世界電子議会報告書 2024 を含む、I P U 議会イノベーションセンターを通じて作成された、デジタルトランスフォーメーション及び A I に関する報告書、勧告及びガイドラインを評価する。我々は、これらの新たな基準の実施に取り組むことにコミットする。

我々は、本宣言を各々の議会に持ち帰り、我々の共同作業の成果を政府当局に広く伝えるとともに、立法、予算及び監視活動を通じてこの宣言の原則を実施することを誓う。

議会人として、我々は情報に基づいた、包摂的で革新的な S T I ガバナンスのアプローチを追求しながら、より公平で、持続可能で、技術的に発展した世界への道をリードすることにコミットする。したがって、我々は、全人類の利益と地球環境の保全に向けて科学技術イノベーションの力を活用するために、個人としても集団としても最大限努力することを誓う。

AIによる民主主義、人権及び法の支配への影響

採択決議

(2024年10月17日(木)、本会議にて全会一致により採択)

第149回IPU会議は、

- (1) 国際法、特に国連憲章を再確認し、かつ世界人権宣言を想起し、
- (2) AIの急速な進歩が、人権に対するものを含む国によって受け方の異なる影響とともに、人類に大きな機会及び課題をもたらす可能性があることを認識し、
- (3) AIシステムについてのより深い知識及び理解が、十分な情報に基づく議論及び意思決定の前提であることを以下の考慮事項を含めて確認し：
 - a. 全ての人に開かれ、持続可能で、公平で、自由で、安全な未来を実現する手段としての、AIのガバナンスへのバランスの取れた、包摂的で、リスクに基づいたアプローチを求める現在進行中のイニシアティブ。
 - b. AIシステムが訓練され、実装される方法には、発展途上国内だけでなく、発展途上国と先進国の間でも、既存の社会的偏見、差別、先入観、不平等を根付かせる可能性があること。
 - c. AIが、誤情報、偽情報、不信及びオンライン上の暴力につながる虚偽の情報や誤解を招く情報の拡散、差別及び過激主義、並びに政治に携わる女性を含む、女性に対するAIに助長されたジェンダーに基づく暴力を促進する可能性があり、これら全てが民主的な制度及びアクターの信頼性を損ない、公共の言論及び社会の信頼に重大な課題をもたらすこと。

- (4) A I の進歩が、民主主義制度を弱体化させ、過激主義を扇動し、プライバシーやデータ所有に対する個人の権利を侵害しかねない誤情報及び偽情報の拡散を促進することなどにより、民主主義、人権及び法の支配に影響を及ぼし、これら全てが子供、女性及び女兒並びに障害者に不釣り合いな影響を及ぼし得ることに留意し、
- (5) 同時に、A I 技術は、責任ある形で開発及び活用され、全ての人にとって利用可能になるのであれば、公的機関の説明責任及び透明性を高め、政治プロセスへの市民の参加を促進することなどを通じて、民主主義に良い影響を与えることが可能であることを認識し、
- (6) A I が世界規模で経済的不平等を拡大する危険性を強調し、
- (7) グローバル・サウス及びA I の開発・実装の急速なペースに追いつく上での格差によって引き起こされる独自の課題に直面し得る国々を含む、世界全体にとって公平な政策成果を確保するためには、A I 技術の構築、開発、実装及び使用に関連するリスクを軽減するルールを設定するための、包摂的で責任ある、人間中心かつ証拠に基づくアプローチが必要であることを確認し、
- (8) ジェンダーバランスのとれた視点、データ及び意思決定がない場合、A I 技術、特に生成A I は、ジェンダー不平等並びにジェンダーに基づく差別及び暴力を生み出し、永続させ、増幅させる可能性があることを強調し、
- (9) A I が生成したディープフェイク素材は、全ての女性に悪影響を与える可能性があり、政治に携わる女性にとって、こうした影響は、しばしば、彼女たちを沈黙させ、公的・政治的生活から排除する効果をもたらすことに留意し、

- (10) A I 技術の責任ある構築、実装及び使用に関する包括的な法律、規制及び世界的に合意された枠組みが欠如していること、またこうしたルールの策定における国際社会の取組の遅さを憂慮し、A I 開発における透明性及び民主的価値の尊重の必要性を強調し、
- (11) 人類に恩恵をもたらすような、責任を持って開発・管理されたイノベーションの出現を抑制することなく、A I を規制することの重要性を確認し、
- (12) 巨大なテクノロジー企業が、主に自社の利益になるようルールに影響を及ぼし、ルールを策定し、また、個人データの操作、非倫理的なビジネス・マーケティング、社会的責任を果たさない行動及び既存の不平等及び差別を強化するアルゴリズム・バイアスなどを通じて、国際社会及び個人の権利の保護に不利益をもたらすような訓練データセット、ひいては当面の A I の技術開発を管理することを主張するために大規模なロビー活動を行っていることに危機感を持ち、
- (13) A I に関連する新たな課題や機会に対応できる法律及び規制が既に各国に存在する可能性があること及び A I を規制するいかなるイニシアティブにおいても国家主権の原則を認識すべきであることに留意し、
- (14) また、A I に関する倫理基準やガバナンスの枠組みを策定するための国際的及び地域的なイニシアティブが数多く存在すること並びにそのようなイニシアティブは、国際社会全体の幅広いコンセンサスを保証するマルチステークホルダー・アプローチを採用すべきであることに留意し、
- (15) 各国議会人及びその他アクターによる規制枠組み及び政策の策定を支援するための、主要な国際機関の歓迎すべき取組を称賛し、

1. 人類にもたらすリスクを軽減しつつ、A I の恩恵を最大化するために、
国家間の技術開発における格差を是正するために設計されたイニシア

タイプを通じたものも含め、世界的に団結した取組を確保するための国際的なマルチステークホルダーによる協力、連携並びに情報及び経験の交換の強化を要求する。

2. 全ての人が A I の恩恵を公平かつ包摂的に享受するための前提条件として、デジタル・ジェンダー障壁を取り除き、国際的なデジタル協力を拡大することを含め、デジタルインフラ、コネクティビティ及びスキル面で、国家間及び国内の格差を埋めるための緊急措置を要求する。
3. グローバル・サウスの積極的な参与の必要性を強調しつつ、A I の基準、枠組み及びその他のガバナンス・メカニズムに関する議論において、世界のあらゆる国々の視点の包摂及び平等な参加を主張する。
4. 各国議会に対し、A I 技術の責任ある構築、実装及び使用のための強力な法的枠組み及び政策を効果的かつ透明性をもって採用又は維持し、国際的な基準及び枠組みを確立する取組に貢献するよう要請する。
5. これらの法的枠組みが、A I システムの実施における透明性及び情報の要件を定め、A I システムを使用する公的・私的団体の説明責任を確認し、A I 技術によって権利を侵害された被害者の救済手段を提供することを勧告する。
6. 各国議会に対し、A I 技術の進歩が民主主義、人権、法の支配及び国家主権に対する既存の保護策に抜け穴を生じさせないように、市民社会団体及び学术界、研究グループと協力し、既存の法律及び規制の見直しを優先するよう要請する。
7. 各国議会に対し、より良いコンテンツモデレーション、アクセスしやすく効果的な報告メカニズム、及び違法なコンテンツを削除する手続

の確立を含め、A Iによって発生又は助長されるあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力及び差別の予防及び撤廃並びにそれへの対応を優先するよう要請する。

8. 各国議会に対し、A Iの開発におけるジェンダー主流化を強化する観点から、科学、技術、工学及び数学における教育、キャリア及びリーダーシップへの女児及び女性のアクセスを可能にし、増加させることを目的とした立法及び政策を推進するよう要請する。
9. 各国議会に対し、A Iの進歩が、訓練データ及びアルゴリズムに存在するバイアスに起因する差別を永続させる結果とならないことを保証するよう要請する。
10. ディープフェイクによる私的画像のようなコンテンツのほとんどが本質的にポルノであり、女性及び女児を不当に標的にしていることを認識し、そのような画像の作成及び配布を防止するため、また、ヘイトスピーチを広め、ジェンダーに基づくものを含む暴力を扇動するその他のA I生成コンテンツの配布を防止するための立法措置を要請する。
11. A Iが生成した画像及びコンテンツの出所や信憑性の人々による検証を助け、データプライバシーを保護し、個人情報及びデータの悪用を防ぐための新規及び既存のツールの開発、実装及びアクセシビリティを要求する。
12. 各国議会に対し、A Iシステムの訓練データ及びライフサイクル全般にわたって多言語主義を考慮し、言語的・文化的多様性を促進、保護、保全するA Iシステムを推進するよう要請する。
13. 各国議会に対し、A Iに関連する議論に高い優先順位を置き、A I技術の進歩と歩調を合わせた政策的対応を確保し、それによってこれら

の対応が人類の福祉及び持続可能な開発の原則に資することを確保するよう要請する。

14. 各国議会に対し、国会議員及び職員に対する研修プログラム、専門機関の設置、技術・学術界、民間部門及びその他すべての利害関係者との政策対話のための革新的な手法、A Iに関する議会間協力強化並びに知識、グッドプラクティス及び解決策を共有するためのプラットフォームなどを通じて、特にA I分野における急速な技術の発展に積極的に対処する能力を強化するよう要請する。
15. A Iが労働市場に与える影響に対処するため、教育、訓練及び特定の職域における自動化の影響を緩和し、影響を受ける個人への支援提供のための措置などを含めた効果的な戦略の策定を要求する。
16. 各国議会に対し、民主主義、人権及び法の支配に対するA Iの影響について市民の意識を高めるため、自国政府と協力するよう要請する。
17. 急速に進化する技術開発と歩調を合わせるため、議会人に対するものも含め、A Iの利用及びリスクに関する教育並びに能力開発の強化及び継続を要求する。
18. 各国議会に対し、市民の基本的権利及び個人の自由を脅かし、それによって民主主義及び法の支配を弱める、不当な政治的監視や個人データ収集におけるA Iを活用した監視や生体分類技術など、容認できないA Iの使用によって引き起こされる情報プライバシー侵害への取組を加速させるよう要請する。
19. 各国議会及びI P Uに対し、検閲及び個々のシステムの囲い込みを防ぎ、A Iを可能な限り包摂的で、文化的に開かれた繊細なものにする

ため、データセットとA Iモデルの国際的な分離に異議を唱えるよう要請する。

20. 高い倫理基準に導かれた、A Iに関する独立した研究の必要性に留意する。
21. 特に伝染病予防、公衆衛生の向上、教育の発展及び気候変動の緩和の分野において、人権に関連するグローバルな課題に対処するためのイノベーションを含む、A I分野における持続可能な研究開発の推進を要求する。
22. 企業にA Iアプリケーションに関わるデータ利用及び意思決定プロセスの開示を求める基準を設けることで、A I実装における透明性及び説明責任を強化するよう要請する。
23. サイバー攻撃からシステムを保護し、個人情報及び機密データのセキュリティを強化するため、A Iに関する具体的なサイバーセキュリティ基準を策定することを要求する。
24. I P Uに対し、国際的に合意されたA Iコミットメントの達成において議会が果たす役割は極めて重要であることを考慮し、多国間機関におけるA I関連プロセスに議会からの意見を提供する方法を検討するよう要請する。
25. 各国議会及びI P Uに対し、その取組の重要な目標として、能力開発イニシアティブ及び関連するグローバル・イニシアティブとの連携を確立することなどにより、A Iの責任ある開発、実装及び使用に引き続き注目するよう要請する。